

文京区立図書館図書館資料取扱規程

昭和五十二年四月十九日

文教委訓令甲第一号

(目的)

第一条 この規程は、文京区物品管理規則（昭和三十九年四月文京区規則第十号）第六条の規定により、文京区立図書館の図書館資料の管理（取得、処分を除く。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(図書館資料の定義)

第二条 図書館資料とは、文京区立図書館館則（昭和六十三年二月文京区教育委員会規則第六号）第二条第二号に規定する図書館資料をいう。

(データ管理)

第三条 真砂中央図書館の館長（以下「館長」という。）は、図書館コンピュータ・システム（以下「図書館システム」という。）により、図書館資料のデータを管理しなければならない。ただし、図書館システムにより管理できない図書館資料は、目録を作成し管理するものとする。

(図書館資料の除籍)

第四条 館長は、次の各号に規定する事項に該当するときは、図書館資料を除籍することができる。

- 一 図書館資料の亡失のあつたとき。
 - 二 図書館資料の館外貸出を受けた者の所在が確認できないとき。
 - 三 図書館資料の館外貸出を受けた者が、貸出期限を五年経過しても返還しないとき。
 - 四 図書館資料の破損のあつたとき。
 - 五 図書館資料として不用または使用不能になつたとき。
- 2 館長は、図書館資料を除籍しようとするときは、第一項に規定する事由ごとに除籍した図書館資料のデータを作成して、すみやかに教育長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認があつたもののうち、第一項第四号および第五号に定めるものについて、館長は、出納機関に収得受入れさせなければならない。

(特別整理)

第五条 館長は、図書館資料の適正な管理をはかるため、毎年、特別整理を行なう。

付 則

この規程は、昭和五十二年四月一日から施行する。

⋮

(略)

⋮

付 則（平成二二年三月一日文教委訓令第一号）

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。